

三原市認定地域クラブ活動Q & A（R8.8.3現在）

No.	分類	質問	回答	備考
1	認定要件	既存の団体も認定を受けることができますか？	「三原市認定地域クラブ」の認定要件を満たせば、既存の団体も認定を受けることができます。認定要件については、「三原市認定地域クラブ活動要件確認書」をご確認ください。	
2	認定要件	一つの運営団体が複数の認定地域クラブ活動を行うことはできますか？	可能です。その場合は、実施する活動毎に申請書等を提出してください。	
3	認定要件	認定を受けるにあたり、最低参加人数の基準はありますか？	認定にあたり、最低参加人数の基準はありません。ただし、休日の運営費の助成を受ける場合には、中学生の参加が5人以上必要です。 なお、認定クラブでは、生徒及び指導者が補償保険及び賠償責任保険に加入することが必要ですが、公益財団法人スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」の加入条件（4人以上）を満たさない場合、その他の保険への加入が必要なことに留意してください。	
4	認定要件	認定要件における「学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であること」を、どのように確認するのですか？	「三原市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書」や「三原市認定地域クラブ活動要件確認書」で確認します。	
5	認定要件	認定クラブには市外の生徒も参加できますか？	競技力強化等の観点等から広域から生徒を集める趣旨でなく、市内の生徒を主な対象とした活動であれば、市外の生徒も参加することができます。また、市外の生徒も休日の運営費の助成の人数に含めることができます。	
6	認定要件	三原市立中学校以外の生徒も参加できますか？	参加できます。なお、三原市立中学校以外の学校に通う生徒がその学校の部活動と掛け持ちが可能かどうかは、各学校へお問い合わせください。	

No.	分類	質問	回答	備考
7	認定要件	小学生や高校生と一緒に活動することはできますか？	中学生と中学生以外と一緒に活動することは構いません。ただし、休日の運営費の助成については、中学生の人数のみを算定の基準とします。	
8	認定要件	平日に活動することはできますか？また、平日の活動に助成はありますか？	活動時間や休養日等の認定要件を満たせば、平日の活動を行うことは問題ありません。 ただし、助成については、国の助成制度が休日のみを対象としているため、平日の活動については助成は行いません。 なお、平日及び休日に活動を行った場合には、休日に関する収入及び支出のみを補助の算定の対象とします。	
9	認定要件	普段は土曜日に練習を行う予定ですが、日曜日に開催される大会に参加する場合、前日の土曜日に練習することはできますか？	週休日のみ活動する場合は土日どちらかを休養日としているため、基本的にはこの場合に土曜日に活動を行うことはできません。ただし、大会開催日の前日に練習を行う代わりに翌週の土曜日を休養日とするなど、柔軟な対応を行うことは可とします。（部活動に準じた取り扱い）	
10	認定要件	参加費以外に大会参加費や消耗品費を徴収することは可能ですか？	可能ですが、より多くの生徒が参加できるよう、できるだけ低廉な額としてください。	
11	認定要件	「事故等が発生した場合の対応方法や連絡体制の明確化」はどのように定めれば良いですか？	「緊急時連絡体制表」を提出いただく予定です。詳しくは、11月の認定クラブ運営説明会で説明します。	
12	認定要件	生徒の加入状況の中学校及び教育委員会との共有は、どのように行ったら良いですか？	中学校及び教育委員会へメール等により共有する方法を予定しています。詳しくは、11月の認定クラブ運営説明会で説明します。	

No.	分類	質問	回答	備考
13	認定要件	スポーツ活動を行う認定クラブにおける三原市体育協会加盟団体との連携はなぜ必要なのですか？また、連携はどのように行いますか？	認定クラブと市体育協会加盟団体との連携は、認定クラブの持続的な活動のために重要であると考えています。また、各競技団体が主催する大会へ出場する場合には、市体育協会の加盟団体への所属が必要となる場合があります。 連携方法については、教育委員会から認定クラブへ市体育協会加盟団体との連携の意思を確認した後、市体育協会加盟団体へその旨を連絡します。	
14	認定要件	活動状況を教育委員会へ報告する必要がありますか？	毎年度の活動終了後に実績報告書を提出していただく予定としています。詳しくは、11月の認定クラブ運営説明会で説明します。	
15	申請手続	新たに団体を立ち上げるため、規約がまだ作成できていません。その場合、認定クラブの申請は可能ですか？	規約作成後に申請してください。なお、9月末までの受付期間終了後も、随時受付を行う予定としています。	
16	申請手続	既存団体で既に規約がありますが、参加費等の規定がありません。規約改正が必要ですか？	「三原市認定地域クラブ活動要件確認書」に定める内容が規約で規定されていない場合は、規約改正を行ってください。	
17	申請手続	既存団体で既に規約がありますが、役員の名称が「代表」ではなく「会長」となっています。規約改正が必要ですか？	「三原市認定地域クラブ活動要件確認書」に定める内容と同等の内容が含まれていれば、規約改正は必要ありません。不明な場合はお問い合わせください。	
18	申請手続	「年間活動計画書」には、どのような内容を記載したら良いですか？	活動予定日や活動時間の他、大会参加が決まっている場合にはその日付を記入してください。	

No.	分類	質問	回答	備考
19	申請手続	運営団体において認定クラブ以外の活動も行っている場合、「収支予算書」はどのように記載したら良いですか？	「収支予算書」には認定クラブに係る部分のみを記入してください。	
20	指導者	「原則として複数人材が指導に携わること」とありますが、必ず複数人で指導を行わないといけませんか？	事故や暴力等のハラスメントを防止するため、原則として複数人での指導を行ってください。 ただし、急な用件により一人で指導を行うことがあることはやむを得ないと考えます。	
21	指導者	指導者研修を受けないと、認定クラブの指導を行うことはできませんか？	認定クラブで指導を行う場合には、必ず指導者研修を受講してください。なお、指導者研修会は、10月以降も随時開催する予定としています。	
22	指導者	指導者研修は毎年受講が必要ですか？	認定及び更新の際は受講を必須とし、それ以外の年は任意とします。	
23	指導者	市外在住者が指導者となることは可能ですか？	可能です。ただし、主たる活動場所は市内としてください。	
24	活動場所	学校体育施設は何時から何時まで利用可能ですか？	平日は午後5時から午後9時まで、週休日及び休日は午前9時から午後9時まで利用可能です。	
25	活動場所	学校体育施設の利用を希望した場合、必ず利用することができますか？	希望した学校体育施設に既に定期的な利用団体がある場合には、予約の調整を行います。調整の結果、希望する学校体育施設を利用できない場合もあります。	
26	活動場所	学校体育施設にある備品を認定クラブの活動で使用することはできますか？	使用可能です。具体的には、各学校へお問い合わせください。	
27	活動場所	認定クラブの用品を学校で保管してもらうことはできますか？	学校では保管できません。	

No.	分類	質問	回答	備考
28	活動場所	社会体育施設も優先予約や使用料の減免の対象になりますか？	優先予約や減免は学校体育施設を基本としています。 ただし、水泳のように学校体育施設では実施できない場合や、活動を予定している地域の学校体育施設の予約が埋まり、活動場所が確保できない場合には、社会体育施設を優先予約等の対象とします。	
29	公的支援	中学生の参加が5人未満でも、学校体育施設の優先予約や生徒保険料の公費負担は適用になりますか？	適用されます。	
30	公的支援	指導者への謝金は、上限額がありますか？	上限額の定めはありませんが、一般的な謝金額と比べて高額であり、営利と判断される場合には、助成の対象外となる場合があります。	
31	公的支援	指導者資格の取得費は、助成の対象となりますか？	対象に含めることができます。	
32	公的支援	大会参加費は助成の対象となりますか？	対象に含めることができます。	
33	公的支援	生徒のユニフォームは助成の対象となりますか？	個人に帰属するものは対象外となります。 ただし、チームで保管するビブス等は対象に含めることができます。	
34	公的支援	スポーツと文化芸術活動で補助単価が異なりますが、現在の部活動にない活動は、どのように区分を決定しますか？	地域クラブからの認定申請書に記載の活動内容等に基づき、スポーツか文化芸術活動かを判断します。	
35	大会	認定クラブは中体連の大会に参加できますか？	令和9年度からは、認定クラブとなった団体は中体連の大会に参加可能となる予定です。詳しくは、中体連から資料が届き次第、認定クラブに対し情報提供します。 ただし、生徒は引き続き学校部活動もしくは認定クラブのどちらか一方しか登録できません。	

No.	分類	質問	回答	備考
36	大会	生徒が平日は部活動、休日は地域クラブに入った場合、大会参加はどうなりますか？	中学校体育連盟の大会には、あらかじめ生徒が登録した部活動もしくは認定クラブのどちらかしか出場できません。	
37	スケジュール	認定クラブや指導者の募集は、7～9月以降は受け付けないのですか？	7～9月の受付期間終了後も随時受け付けを行う予定としています。また、指導者研修会についても、随時開催する予定としています。	
38	部活動	平日の部活動は今後どうなりますか？	国のガイドラインでは、休日の地域展開を優先的に進めることが示されています。 本市においても、まずは休日の地域展開を着実に進め、令和11～13年度に平日の部活動の廃止について検討する予定としています。	
39	指導者	既に広島県が主催する地域クラブの研修会を受講しましたが、三原市教育委員会の研修の受講が必要ですか？	三原市教育委員会と広島県の研修では実施する内容が異なる部分があるため、三原市教育委員会の研修の受講は必須とします。	R8.7.22募集説明会での質問
40	指導者	既に公認スポーツ指導者資格を有していますが、三原市教育委員会の研修の受講が必要ですか？	三原市教育委員会の研修では、公認スポーツ指導者資格取得で学ぶ内容以外にも、部活動の地域展開の理念や認定地域クラブのあり方等についても説明するため、三原市教育委員会の研修の受講は必須とします。	R8.7.22募集説明会での質問
41	指導者	三原市在住で他市の学校に勤務する教職員が指導者となることは可能ですか？	可能ですが、勤務地の教育委員会において兼職兼業の許可を受けてください。	R8.7.22募集説明会での質問
42	指導者	指導者登録のみを行い、認定クラブの申請を行わないことも可能ですか？	可能です。なお、希望があれば、教育委員会が指導者と認定クラブのマッチングを行います。	R8.7.22募集説明会での質問

No.	分類	質問	回答	備考
43	指導者	一人の指導者が認定クラブと認定クラブ以外の活動の指導を行うことは可能ですか？	それぞれの活動で参加生徒や活動日等が別であれば、一人の指導者が複数の活動の指導を行うことは可能です。	R8.7.22募集説明会での質問
44	公的支援	認定クラブとなった後、休日の活動に対する助成を受けないことも可能ですか？	可能です。	R8.7.22募集説明会での質問
45	認定要件	認定クラブの活動において事故が発生した場合の責任主体は誰になりますか？	第一義的な責任主体は認定クラブとなります。そのため、生徒や指導者が安全に活動できるよう、認定クラブの認定要件として、生徒・指導者の補償及び賠償責任保険への加入や、事故等が発生した場合の対応方法及び連絡体制の明確化を定めています。	R8.7.22募集説明会での質問
46	活動場所	市立学校や市の社会体育施設以外の場所を活動場所とすることは可能ですか？	可能です。ただし、教育委員会による予約の調整等は、市立学校及び社会体育施設のみを対象とします。	R8.7.22募集説明会での質問
47	申請手続	認定クラブに中学生以外が参加する場合、「収支予算書」にはどのように記載すれば良いですか？	中学生のみの収支を記載するか、全体の収支を記載する場合には、備考欄に中学生にかかる収支の内訳を記載してください。	R8.7.22募集説明会での質問
48	認定要件	認定要件における「休日」には、夏休み等の長期休業の平日も含まれますか？	認定要件における「休日」には、長期休業の平日は含みません。	R8.7.22募集説明会での質問
49	認定要件	一つの運営団体が男女別の活動を行っている場合、その一方のみを認定クラブとして申請することは可能ですか？	可能です。	R8.7.22募集説明会での質問

No.	分類	質問	回答	備考
50	申請手続	役員は、一人が他の役員と兼ねることはできますか？	団体の持続的・安定的かつ適切な運営のために、役員がお互いに兼ねることは望ましくありませんが、やむを得ず兼ねる場合においても、監事は他の役員と兼ねることはできません。	R8.8.3追加
51	申請手続	市外在住者が役員になることは可能ですか？	可能です。	R8.8.3追加
52	公的支援	認定クラブの広報において、指導者の情報や活動場所、時間等の情報は、全て公開されますか？	令和9年1月からの認定クラブの募集開始においては、認定クラブの詳細を公表する予定ですが、具体的な公表内容については現在検討中です。詳しくは、11月の認定クラブ運営説明会で説明します。	R8.8.3追加